

# 窓口受付システムの導入に係る情報提供依頼（RFI）の実施について

## 1 情報提供依頼（RFI）の目的

本市では、職員の省力化及び市民サービス向上を目的とし、窓口受付システム導入の検討を予定している。その参考とするため、以下に関する情報の提供を依頼する。

## 2 情報提供依頼（RFI）の前提条件

### （1）窓口の現状

- ・窓口近くに来庁者が来られたら、職員が声かけをして担当窓口案内している。
- ・窓口で来庁者が順番待ちをするとき、部署によっては、手作りの番号札を渡したり、番号札なしで職員が順番管理したりしている。

### （2）課題

- ・職員の省力化のため、窓口案内や順番管理をする時間を減らしたい。
- ・来庁者は、今、何人が待っているのか分からない。

### （3）導入を検討するシステム

- ・手続きごとに来庁者の順番を管理できるシステム
- ・来庁者が、今、何人待ちなのか分かるシステム

## 3 情報提供依頼の内容

### （1）提出依頼資料

#### ①窓口受付システムの概要が分かる資料

標準機能のほか、オプション機能や連携できるシステムもあれば記載してください。

#### ②導入実績

このシステムを導入した市町村を記載してください。

### （2）提出方法

電子メールまたは郵送等

### （3）提出期限

令和3年9月30日（木）

## 4 質問

- （1）質問書の様式は、様式1に準じて作成すること。
- （2）電子メールにより提出すること。
- （3）電子メールの件名は「窓口受付システム RFI に関する質問」とすること。
- （4）質問書の提出期限は、令和3年9月17日（金）正午とする。
- （5）質問に対する回答は、令和3年9月21日（火）に舞鶴市ホームページに掲載する。

## 5 情報等の取扱い

本 RFI において提供を受けた情報及び資料については、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 本 RFI は、本システム導入の実現性を確認するための技術について、広く情報を得るための手段として実施するものであり、今後の調達実施の有無、調達を実施した場合における契約に対する意図や意味を持つものではない。
- (2) 本 RFI に対してどのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではない。
- (3) 後日、提出された資料の内容等について照会または資料の追加提供を依頼する場合がある。
- (4) 本 RFI の実施に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (5) 本 RFI において提供を受けた提案、資料等は返却しない。
- (6) 提供を受けた提案・資料等については、提供者に断りなく第三者に提供しないこととする。
- (7) 提供を受けた提案、資料等については、今後調達を実施する場合に調達仕様書に反映する場合がある。

## 6 提出・連絡先

〒625-8555 舞鶴市北吸 1044 番地

舞鶴市 市長公室 人事課 (担当：桑田)

Tel 0773-66-1066 (直通)

E-mail jinji@city.maizuru.lg.jp